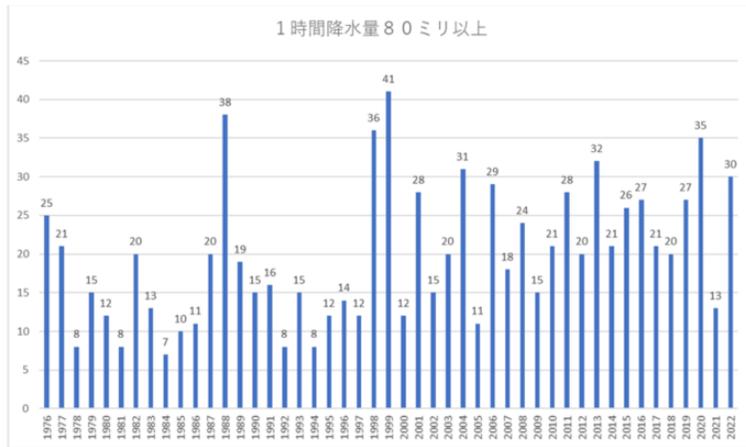
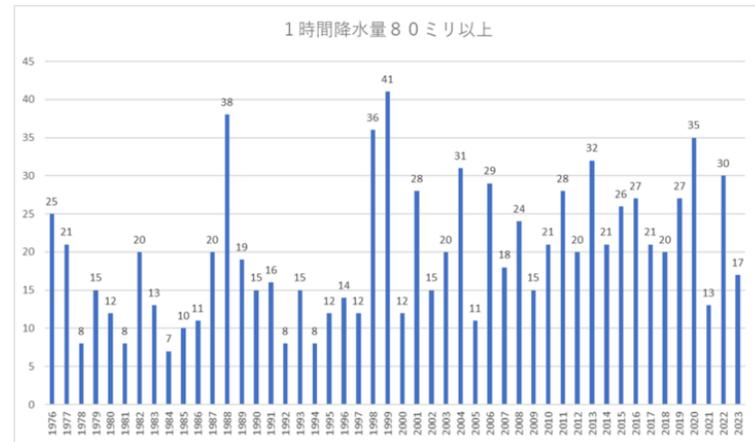


旧	新
<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県特性及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>1 台風の発生傾向</p> <p>日本に接近する台風については、発生回数そのものは、過去5年間平均は25回を超えている。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることなどが考えられる。</p> <p>【図表 台風の発生回数】</p> <p>【図表 台風の最低気圧の推移】</p> <p><中略></p> <p>2 大雨の発生傾向</p> <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国1, 300地点）】</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県特性及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>1 台風の発生傾向</p> <p>日本に接近する台風については、発生数そのものは、過去5年間平均は23個を超えている。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることなどが考えられる。</p> <p>【図表 台風の発生数】</p> <p>【図表 台風の最低気圧の推移】</p> <p><中略></p> <p>2 大雨の発生傾向</p> <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国約1, 300地点）】</p>

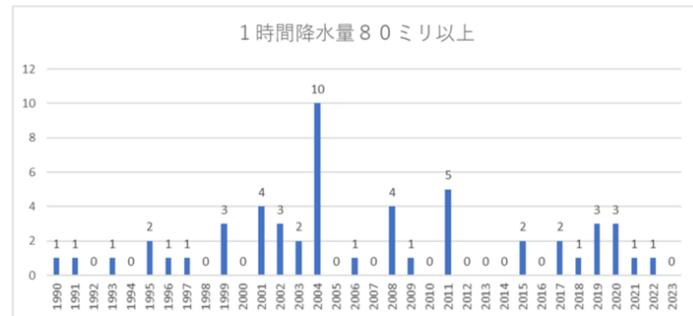
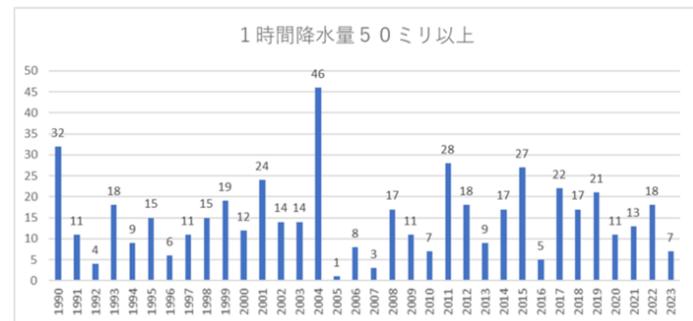
三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表



【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県20地点）】



【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県20地点）】



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

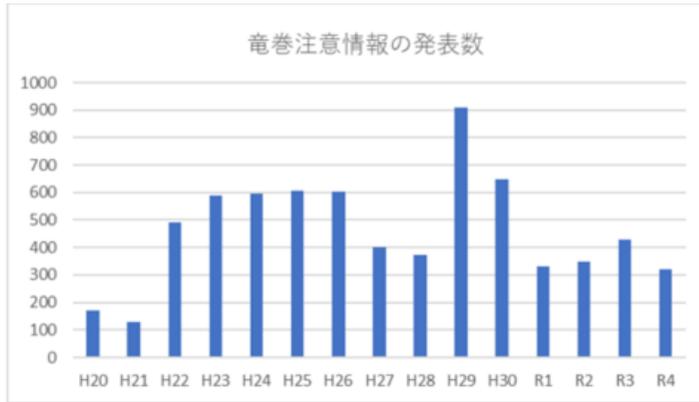
<中略>

3 竜巻の発生状況

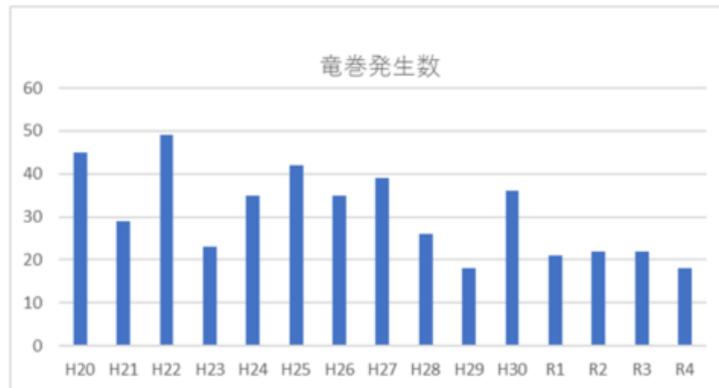
気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均473回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約32件（平成20年～令和3年、海上竜巻を除く）に上っている。

三重県においては、平成20年度の発表開始以降、令和3年12月までの間に18件（現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～令和3年）】



【図表 全国の竜巻発生数】



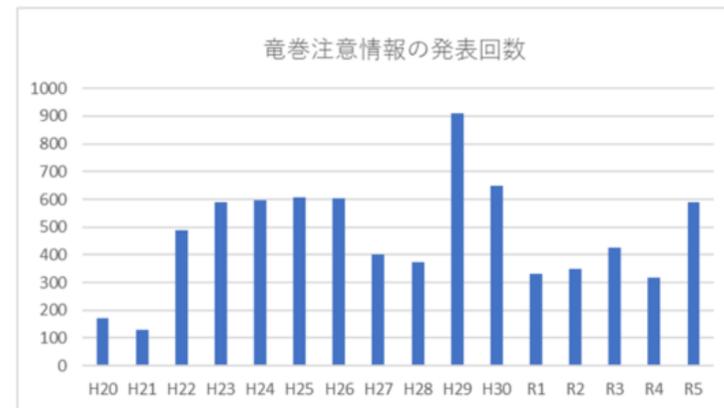
<中略>

3 竜巻の発生状況

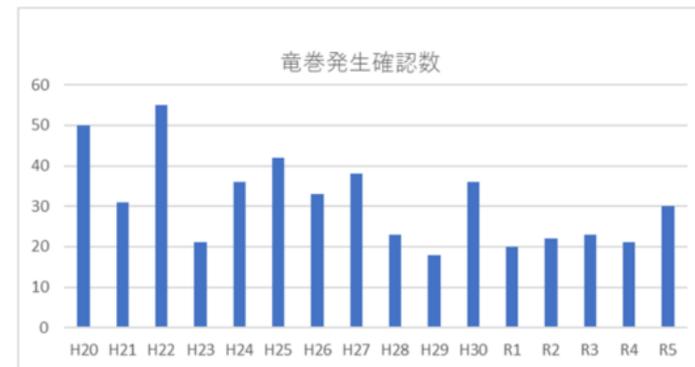
気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均約471回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約31件（平成20年～令和5年、海上竜巻を除く）に上っている。

三重県においては、平成20年度の発表開始以降、令和5年12月までの間に18件（現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～令和5年）】



【図表 全国の竜巻発生確認数】



4 大雪の発生状況

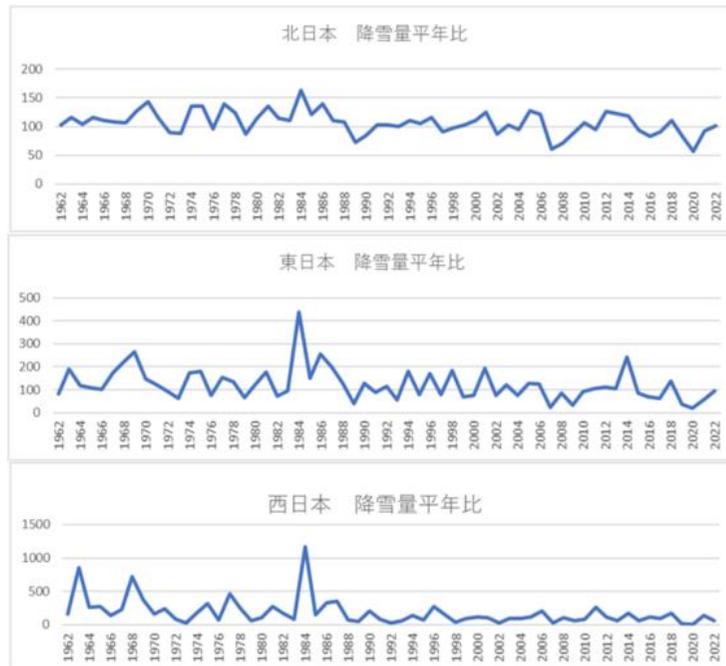
降雪の状況については、平年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示している。

しかし、このような傾向下において、平成26年2月、普段はあまり雪が降らない太平洋岸に、大雪が降り、一時的に全県が孤立状態となった山梨県では、甲府市において、これまでの最高49cmの2倍以上となる114cmの積雪が記録された。

また、三重県においても記録的な大雪に見舞われ、津市では統計開始以降第7位となる13cmの積雪となり、津地方気象台からは、中部から南部にかけて大雪警報が発表された。県中部での警報発表は平成7年以来19年ぶり、県南部での発表は、気象台に記録が残っている昭和37年以降、初めてのことであった。

平成29年1月には、北部や伊賀の広範囲で大雪となり、いなべ市北勢で55cm、亀山市関町坂下鈴鹿峠（下）で33cm、四日市市塩浜で17cmの積雪深となり、この大雪の影響で社会生活に大きな混乱が生じた。

【図表 降雪量の前年比の推移】



4 大雪の発生状況

降雪の状況については、平年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示している。

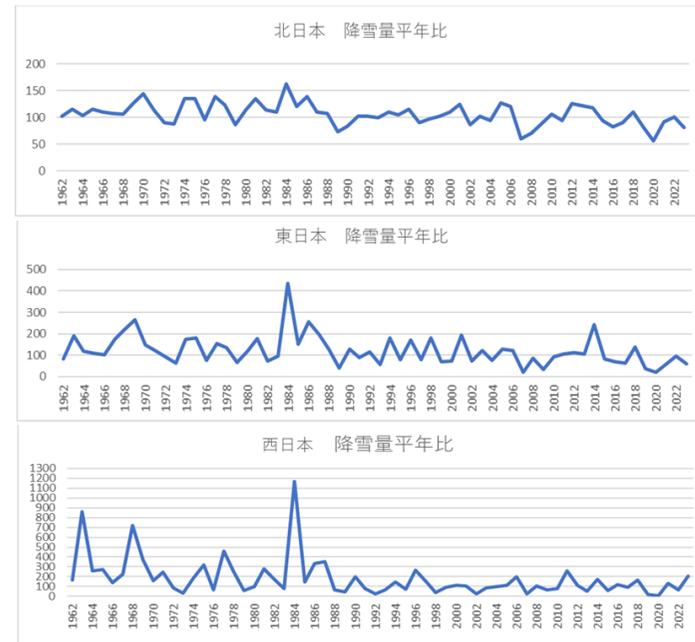
しかし、このような傾向下において、平成26年2月、普段はあまり雪が降らない太平洋岸に、大雪が降り、一時的に全県が孤立状態となった山梨県では、甲府市において、これまでの最高49cmの2倍以上となる114cmの積雪が記録された。

また、三重県においても記録的な大雪に見舞われ、津市では統計開始以降第7位となる13cmの積雪となり、津地方気象台からは、中部から南部にかけて大雪警報が発表された。県中部での警報発表は平成7年以来19年ぶり、県南部での発表は、気象台に記録が残っている昭和37年以降、初めてのことであった。

平成29年1月には、北部や伊賀の広範囲で大雪となり、いなべ市北勢で55cm、亀山市関町坂下鈴鹿峠（下）で33cm、四日市市塩浜で17cmの積雪が記録され、この大雪の影響で社会生活に大きな混乱が生じた。

令和5年1月には、近畿地方や若狭湾から雪雲が断続的に流れ込み、県内の広い範囲で大雪となり、菟野町潤田で39cm、四日市市曾井町で29cmの積雪が記録され、この大雪の影響で、新名神高速道路で車両の滞留が発生するなど、県民生活に大きな影響を与える被害が発生した。

【図表 降雪量の前年比の推移】



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 風水害に関する情報の提供(防災対策部、政策企画部) <中略> ■県民が実施する対策 1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 市町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険個所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。 <中略> 【担当課】 ・地域防災推進課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 風水害に関する情報の提供(防災対策部、総務部) <中略> ■県民が実施する対策 1 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 市町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認する。 <中略> 【担当課】 ・地域防災推進課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊・広報隊）</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第2節 防災人材の育成・活用（予防2） 第3項 対策 ■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策 (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。 ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施 ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施 <中略> 【担当課】 ・地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第2節 防災人材の育成・活用（予防2） 第3項 対策 ■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策 2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策 (1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。 ① 災害ボランティアセンター運営に関わる人材の育成研修の実施 ② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供 <中略> 【担当課】 ・災害対策推進課、地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊）</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧			新		
第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第2項 対策項目 【公助】			第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第2項 対策項目 【公助】		
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等 が専門性を災害時にも活かすための検討促進		NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア 団体をはじめとした多様な支援主体 への活動支援 (2) NPO・ボランティア 団体をはじめとした多様な支援主体 が専門性を災害時にも活かすための検討促進
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築		市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進		県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等	市町	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援		防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア 団体をはじめとした多様な支援主体 への活動支援

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>2 NPO・ボランティア等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。</p> <p>(2) 多様な分野のNPO・ボランティア等による災害時に専門性を活かした活動の促進 平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア等に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。</p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築 情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等を対象とした対策</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>2 NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援 災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の活動を支援する。</p> <p>(2) NPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体による災害時に専門性を活かした活動の促進 平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。</p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際の災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築 情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策</p> <p>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援 災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の活動を支援する。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策及び市町を対象とした対策 (6) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部) 「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。 また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。</p> <p><中略></p> <p>(8) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、雇用経済部） 平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。（推進計画）</p> <p><中略></p> <p>【主担当課】 ・地域防災推進課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光総務課</p> <p>【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・被災者支援部隊（被災者支援隊）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保 第1節 避難対策等の推進（予防7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策及び市町を対象とした対策 (6) 避難所運営及び避難者支援対策(防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部) 「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。 また、男女共同参画や性の多様性の視点、要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。</p> <p><中略></p> <p>(8) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部） 平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。（推進計画）</p> <p><中略></p> <p>【主担当課】 ・地域防災推進課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課</p> <p>【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・被災者支援部隊（被災者支援隊）</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 河川の整備（県土整備部） (2) 河川のソフト対策の推進 近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、市町や住民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信や中小河川において洪水に特化した水位計・監視カメラの設置に努めるとともに、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な洪水浸水想定区域図の策定等のソフト面からの減災対策を実施する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 河川の整備（県土整備部） (2) 河川のソフト対策の推進 近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、市町や住民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信や中小河川において洪水に特化した水位計・監視カメラの設置に努める等のソフト面からの減災対策を実施する。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第3部 風水害に強い県土づくりの推進 第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） （1）被災宅地危険度判定士の養成 降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">現 状（R4.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;"><u>1,209</u>人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現 状（R4.3末現在）	被災宅地危険度判定士	<u>1,209</u> 人	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3部 風水害に強い県土づくりの推進 第2節 地盤災害防止対策の推進（予防9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） （1）被災宅地危険度判定士の養成 降雨等による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ、市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">現 状（R5.3末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;"><u>1,269</u>人</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現 状（R5.3末現在）	被災宅地危険度判定士	<u>1,269</u> 人
項 目	現 状（R4.3末現在）								
被災宅地危険度判定士	<u>1,209</u> 人								
項 目	現 状（R5.3末現在）								
被災宅地危険度判定士	<u>1,269</u> 人								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第3部 風水害に強い県土づくりの推進 第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進（予防10） 【主担当課】 ・農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、治山林道課、水産基盤整備課、畜産課 【監修部隊】 ・<u>総括部隊（総括隊・総務広報隊）</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第3部 風水害に強い県土づくりの推進 第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進（予防10） 【主担当課】 ・農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、治山林道課、水産基盤整備課、畜産課 【監修部隊】 ・<u>社会基盤対策部隊（農林水産対策班）</u></p>								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防11） 【担当課】 ・災害対策推進課、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、施設災害対策課、警備第二課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防11） 【担当課】 ・災害対策推進課、<u>消防・保安課、災害即応・連携課</u>、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、施設災害対策課、警備第二課 【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊） ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）</p>								

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ① 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム（BOS S）を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 ② 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部） 大規模な風水害時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。 ③ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部） 応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。 ④ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部） 大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。 ⑤ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部） 各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。 ⑥ 災害時の報道対応の充実（政策企画部、防災対策部） 応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。 ⑦ <u>常設の活動スペース確保（防災対策部）</u> <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペース確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） ① 職員参集体制の整備 災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム（BOS S）を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 イ <u>オペレーションルーム、シチュエーションルームの充実・強化（防災対策部）</u> <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう、オペレーションルームやシチュエーションルームのより効果的な運用や機能強化に向けた検討を行う。</u> ウ 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部） 大規模な風水害時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。 エ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部） 応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進する。 オ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部） 大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。 カ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部） 各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。 キ 災害時の報道対応の充実（総務部、防災対策部） 応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。 ク <u>災害対策業務へのICT活用の検討（防災対策部）</u> <u>災害現場で活用可能なICTについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのICT活用について検討を行う。</u></p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） ア 職員参集体制の整備 災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。</p> <p>② 緊急派遣チームの整備 市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。</p> <p>(3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）</p> <p>① 県職員OBの活用検討 退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。</p> <p>② 他県等からの応援職員の活用 「第4節 応援・受援体制の整備」に記載する内容により、他県等からの応援職員の活用を図る。</p> <p>(4) 業務継続体制の確保対策（防災対策部）</p> <p>① 三重県業務継続計画の策定</p> <p><中略></p> <p>2 地方部に関する対策</p> <p>(1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）</p> <p>① 地方部機能の強化 災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。</p> <p>② 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。</p> <p>③ 地方部庁舎施設及び設備の整備 災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）</p> <p>① 職員参集体制の整備</p> <p><中略></p> <p>3 警察本部に関する対策（警察本部）</p> <p>(1) 災害警備機能の整備・充実</p> <p>① 警察施設の整備・充実</p> <p>② 警備体制の整備</p> <p>a 職員の招集・参集体制の整備</p> <p>b 警察災害派遣隊の整備</p> <p>c 災害装備資機材の整備充実</p> <p>d 警察施設等の災害対策</p> <p>e 教養訓練の実施</p> <p>f 災害警備用物資の備蓄等</p> <p>g 業務継続性の確保</p> <p>③ 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>④ 情報通信の確保</p> <p>⑤ 交通の確保に関する体制及び施設の整備</p> <p><中略></p> <p>4 職員に関する対策</p> <p>ウ 災害時に迅速、的確な行動がとれるよう「<u>防災危機管理ハンドブック</u>」を作成し、その内容について職員に周知徹底を図る</p>	<p>また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。</p> <p>① 緊急派遣チームの整備 市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。</p> <p>(3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）</p> <p>① 県職員OBの活用検討 退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。</p> <p>① 他県等からの応援職員の活用 「第4節 応援・受援体制の整備」に記載する内容により、他県等からの応援職員の活用を図る。</p> <p>(4) 業務継続体制の確保対策（防災対策部）</p> <p>① 三重県業務継続計画の策定</p> <p><中略></p> <p>2 地方部に関する対策</p> <p>(1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）</p> <p>① 地方部機能の強化 災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。</p> <p>① 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。</p> <p>① 地方部庁舎施設及び設備の整備 災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。</p> <p>(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）</p> <p>① 職員参集体制の整備</p> <p><中略></p> <p>3 警察本部に関する対策（警察本部）</p> <p>(1) 災害警備機能の整備・充実</p> <p>① 警察施設の整備・充実</p> <p>① 警備体制の整備</p> <p>① 職員の招集・参集体制の整備</p> <p>② 警察災害派遣隊の整備</p> <p>③ 災害装備資機材の整備充実</p> <p>④ 警察施設等の災害対策</p> <p>⑤ 教養訓練の実施</p> <p>⑥ 災害警備用物資の備蓄等</p> <p>⑦ 業務継続性の確保</p> <p>① 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>① 情報通信の確保</p> <p>① 交通の確保に関する体制及び施設の整備</p> <p><中略></p> <p>4 職員に関する対策</p> <p>ウ <u>災害時マニュアルの作成、周知</u> 災害時に迅速、的確な行動がとれるよう「<u>災害時のマニュアル</u>」を作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災对本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、政策企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備 県災对本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。 イ 「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS を活用した新たなツール等による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p> <p><中略></p> <p>【担当課】 ・災害対策推進課、広聴広報課、警備第二課</p> <p>【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災对本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 ア 風水害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備 県災对本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。 イ 「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS等による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ、メール等配信サービス、SNS等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p> <p><中略></p> <p>【担当課】 ・災害対策推進課、災害即応・連携課、広聴広報課、警備第二課</p> <p>【監修部隊】 ・総括部隊（総括隊・広報隊）</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防15） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部） DMATは、各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、都市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備 ク 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部） DMATは、各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。DPATは、三重DPAT協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、（公社）三重県医師会、（公社）三重県病院協会、都市医師会、（公社）三重県看護協会、（公社）三重県歯科医師会、（一社）三重県薬剤師会、日本赤十字社三重県支部、（独）国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><中略></p> <p>ケ SCUの整備（医療保健部）</p> <p>① 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド及び<u>県立看護大学に、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。</u></p> <p><中略></p> <p>(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備</p> <p>イ 医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部） 災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。</p> <p>ウ 医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部）</p> <p>① <u>県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。</u></p> <p>② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。</p> <p>③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。</p> <p><中略></p> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防・保安課、<u>災害対策推進課</u>、医療政策課、薬務課、健康推進課 <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療部隊 	<p><中略></p> <p>ケ SCUの整備（医療保健部）</p> <p>① 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド、<u>県立看護大学及び伊坂ダムに、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。</u></p> <p><中略></p> <p>(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備</p> <p>イ 医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部） 災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄し、関係機関に<u>内科系救急疾患用医薬品の流通備蓄を委託することにより県内各地域に迅速かつ円滑に供給される体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ 医薬品・衛生材料等の確保・供給（医療保健部）</p> <p>① <u>医薬品・衛生材料等関係団体と連携し、現状の災害医療体制や医薬品・衛生材料等の流通実態に合わせた供給体制の整備に努める。</u></p> <p>② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。</p> <p>③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。</p> <p>④ <u>災害時等におけるモバイルファーマシーの活用について、関係団体と連携し、検討を行う。</u></p> <p><中略></p> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防・保安課、<u>災害即応・連携課</u>、医療政策課、薬務課、健康推進課 <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療部隊
<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 電気施設を対象とした対策（防災対策部）</p> <p>電気施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施することに努める。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 電気施設を対象とした対策（防災対策部、<u>農林水産部、県土整備部</u>）</p> <p>電気施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施することに努める。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 防災訓練の実施（予防17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 総合防災訓練の実施（防災対策部） ア 実動訓練 県内市町から会場を選定し、総合防災訓練を企画・実施する。 実施にあたっては、「住民参加」、「救助機関との連携」、「各地域の災害特性に応じたテーマの選定」の3点を考慮するとともに、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して、実動訓練を実施する。 また、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第5章 防災体制の整備・強化 第6節 防災訓練の実施（予防17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 総合防災訓練の実施（防災対策部） ア 実動訓練 県内市町から会場を選定し、総合防災訓練を企画・実施する。 実施にあたっては、「住民参加」、「救助機関との連携」、「各地域の災害特性に応じたテーマの選定」の3点を考慮するとともに、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して、実動訓練を実施する。 また、男女共同参画や性の多様性の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 特定自然災害への備え 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 (3) 洪水浸水想定区域の指定（県土整備部、各施設管理部局） 河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域等を指定・公表し、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。 また、洪水浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。 <中略> ■県民・事業者等が実施する対策 1 局地的大雨対策 (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や市町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第6章 特定自然災害への備え 第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 局地的大雨対策 (3) 洪水浸水想定区域に係る対策（県土整備部、各施設管理部局） 全ての県管理河川において、氾濫した場合の洪水浸水想定区域等を指定・公表しており、市町の洪水ハザードマップ作成を支援する。 また、洪水浸水想定区域内の県有施設等について、必要に応じ、かさ上げや防水壁設置等の浸水対策を実施する。 <中略> ■県民・事業者等が実施する対策 1 局地的大雨対策 (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 県民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や市町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害（特別）警戒区域などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、事前の対策について検討しておくよう努める。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策 第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 (2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 【第3章 避難誘導体制の確保】 (第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目) ①住民の早期避難に向けた支援 災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。 よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急派遣チームの派遣判断」（総括部隊） ・「災害情報の分析（ゼロ・アワーの設定）」（総括部隊） ・「SNS（<u>Twitter（ツイッター）</u>・LINE（ライン））を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊） <p><中略></p> <p>【第4章 災害未然防止活動】 (第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目) ①「防災みえ. jp」や「SNS（<u>X（エックス）</u>・LINE（ライン））」を活用した防災気象情報の提供など 台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ. jp」や「SNS（<u>X（エックス）</u>・LINE（ライン））」を活用して情報発信する行動項目を整理している。</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報プラットフォームの運用」（総括部隊） ・「SNS（<u>Twitter（ツイッター）</u>・LINE（ライン））を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊） 	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策 第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 (2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目 【第3章 避難誘導体制の確保】 (第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目) ①住民の早期避難に向けた支援 災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。 よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急派遣チームの派遣判断」（総括部隊） ・「災害情報の分析（ゼロ・アワーの設定）」（総括部隊） ・「SNS（<u>X（エックス）</u>・LINE（ライン））を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊） <p><中略></p> <p>【第4章 災害未然防止活動】 (第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目) ①「防災みえ. jp」や「SNS（<u>X（エックス）</u>・LINE（ライン））」を活用した防災気象情報の提供など 台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ. jp」や「SNS（<u>X（エックス）</u>・LINE（ライン））」を活用して情報発信する行動項目を整理している。</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報プラットフォームの運用」（総括部隊） ・「SNS（<u>X（エックス）</u>・LINE（ライン））を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊）
<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 県災対本部（警戒体制）の設置 (5) 本部員会議の開催（総括部隊<総括班、<u>総務班</u>>） 本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急対処事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部員会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。 (6) 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班、<u>情報班</u>>）</p> <p><中略></p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 県災対本部（警戒体制）の設置 (5) 本部会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長の指示の共有や災害対策統括会議において決定された方針等の承認、緊急対処事案の検討結果についての全庁的な情報共有等が必要と認められる場合、本部会議（「【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。 (6) 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班、<u>情報班</u>>）</p> <p><中略></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																				
<p>■その他防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 緊急災害対策本部の設置</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。</p> <p>非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。</p> <p>なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p>	<p>■その他防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 緊急災害対策本部の設置</p> <p>著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。</p> <p>緊急災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。</p> <p>なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。</p>																																				
<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>4 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">設置場所</td> <td></td> <td style="text-align: center;">本部会議</td> <td style="text-align: center;">災害対策統括部 オペレーションルーム</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td style="text-align: center;">プレゼンテーションルーム</td> <td style="text-align: center;">災害対策室 (防災対策部内)</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td style="text-align: center;">県庁講堂又は <u>プレゼンテーションルーム</u></td> <td style="text-align: center;">県庁講堂</td> </tr> </table> <p>※不測の事態により県庁講堂棟が利用できない場合、行政棟内にスペースと機能を確保する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>代替施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県庁 講堂棟</td> <td>津市広明町13</td> <td>三重県庁 行政棟</td> <td>津市広明町13</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所		本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム	警戒体制	プレゼンテーションルーム	災害対策室 (防災対策部内)	非常体制	県庁講堂又は <u>プレゼンテーションルーム</u>	県庁講堂	施設名	所在地	代替施設名	所在地	三重県庁 講堂 棟	津市広明町13	三重県庁 行政 棟	津市広明町13	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>4 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">設置場所</td> <td></td> <td style="text-align: center;">本部会議</td> <td style="text-align: center;">災害対策統括部 オペレーションルーム</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td style="text-align: center;">プレゼンテーションルーム</td> <td style="text-align: center;"><u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td style="text-align: center;"><u>プレゼンテーションルーム</u></td> <td style="text-align: center;"><u>オペレーションルーム</u> <u>(防災対策部内)</u></td> </tr> </table> <p>※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>代替施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県庁 行政棟</td> <td>津市広明町13</td> <td>三重県庁 講堂棟</td> <td>津市広明町13</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所		本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム	警戒体制	プレゼンテーションルーム	<u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)	非常体制	<u>プレゼンテーションルーム</u>	<u>オペレーションルーム</u> <u>(防災対策部内)</u>	施設名	所在地	代替施設名	所在地	三重県庁 行政 棟	津市広明町13	三重県庁 講堂 棟	津市広明町13
設置場所			本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム																																	
		警戒体制	プレゼンテーションルーム	災害対策室 (防災対策部内)																																	
	非常体制	県庁講堂又は <u>プレゼンテーションルーム</u>	県庁講堂																																		
施設名	所在地	代替施設名	所在地																																		
三重県庁 講堂 棟	津市広明町13	三重県庁 行政 棟	津市広明町13																																		
設置場所		本部会議	災害対策統括部 オペレーションルーム																																		
	警戒体制	プレゼンテーションルーム	<u>オペレーションルーム</u> (防災対策部内)																																		
	非常体制	<u>プレゼンテーションルーム</u>	<u>オペレーションルーム</u> <u>(防災対策部内)</u>																																		
施設名	所在地	代替施設名	所在地																																		
三重県庁 行政 棟	津市広明町13	三重県庁 講堂 棟	津市広明町13																																		
<中略>	<中略>																																				

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧					新				
<p>2 本部員会議の開催（総括部隊<総括班、総務班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 <中略> 5 地方部の概要</p>					<p>2 本部会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 <中略> 5 地方部の概要</p>				
名称	三重県地方災害対策部（地方部）				名称	三重県地方災害対策部（地方部）			
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長				地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長			
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者				地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者			
設置場所	施設名	所在地	代替施設名	所在地	施設名	所在地	代替施設名	所在地	
	桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知 字西山208	桑名庁舎	桑名市中央町 5丁目71	三重県工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知 字西山208	
	四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	三重県広域防災拠点 （北勢拠点）	四日市市中村町 2281-2	四日市庁舎	四日市市新正 4-21-5	三重県広域防災拠点 （北勢拠点）	四日市市中村町 2281-2	
	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条 5丁目117	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町 452	
	津庁舎	津市桜橋 3-446-3 4	三重県工業研究所	津市高茶屋 5-5-45	津庁舎	津市桜橋 3-446-3 4	公衆衛生学院	津市夢が丘 1-1-17	
	松阪庁舎	松阪市高町13 8	三重県 農業大学校	松阪市嬉野川北町 530	松阪庁舎	松阪市高町13 8	三重県 農業大学校	松阪市嬉野川北町 530	
	伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎 別館	伊勢市勢田町 628-2	伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	三重県伊勢庁舎 別館	伊勢市勢田町 628-2	
	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠点 （伊賀拠点）	伊賀市荒木185 6	伊賀庁舎	伊賀市四十九町 2802	三重県広域防災拠点 （伊賀拠点）	伊賀市荒木185 6	
	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町 1番1号	三重県広域防災拠点 （東紀州〔紀北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘 28-61	尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町 1番1号	三重県広域防災拠点 （東紀州〔紀北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘 28-61	
	熊野庁舎	熊野市井戸町3 71	三重県職員公舎 紀南寮	熊野市井戸町 1150-1	熊野庁舎	熊野市井戸町3 71	三重県広域防災拠点 （東紀州〔紀南〕拠点）	熊野市久生屋町 13320-2	

旧	新																
<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 【別図1】 三重県災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">災害対策統括部 組織図</p> <p>【別表1】 災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、<u>最高デジタル責任者</u>、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 中略 ></p>	名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる	本部員	危機管理統括監、 <u>最高デジタル責任者</u> 、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 【別図1】 三重県災害対策本部組織図</p> <p style="text-align: center;">災害対策統括部 組織図</p> <p>【別表1】 災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 中略 ></p>	名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる	本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
名称	説明																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる																
本部員	危機管理統括監、 <u>最高デジタル責任者</u> 、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長																
名称	説明																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる																
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長																

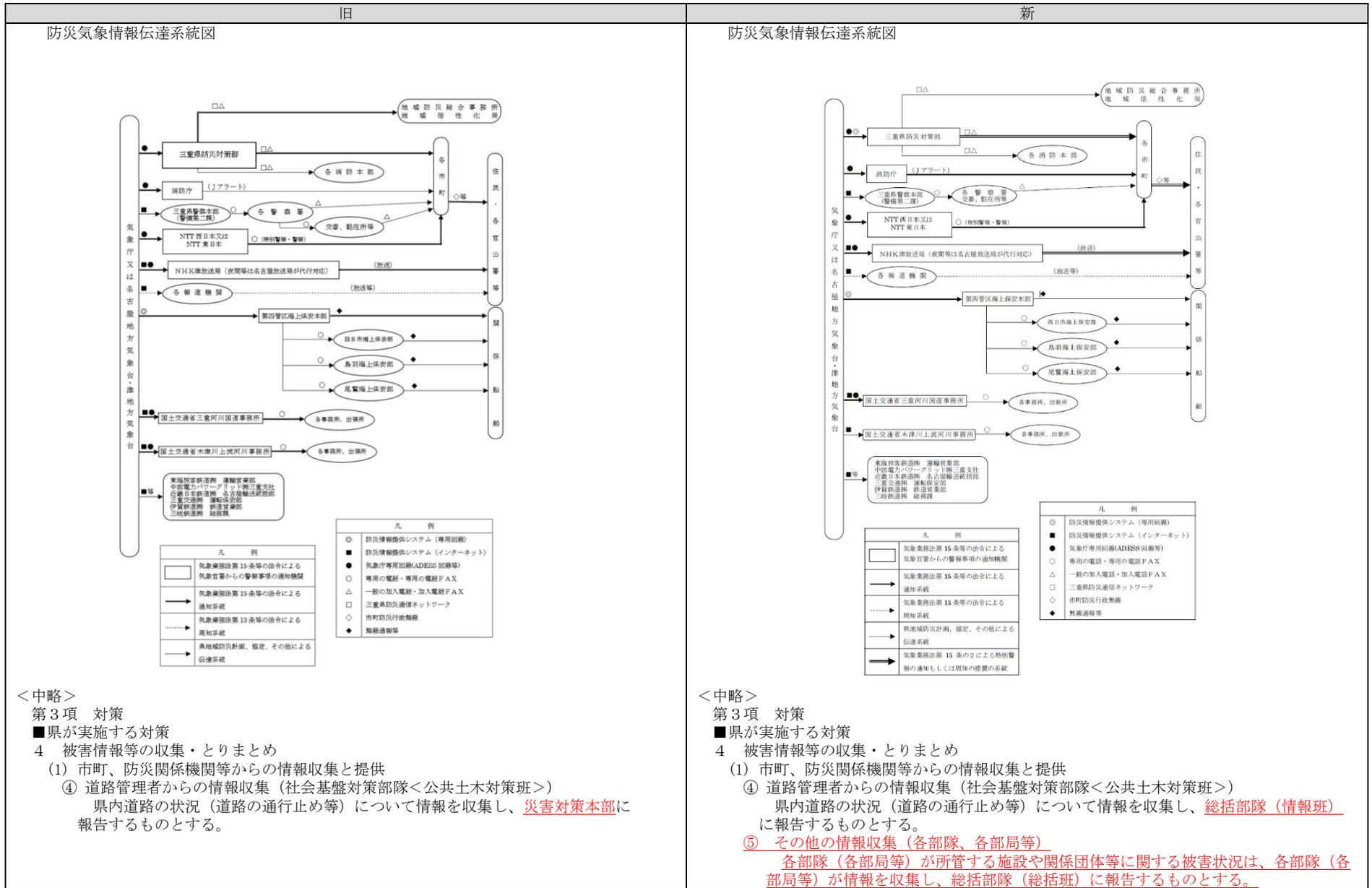
三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <p>1. 総括部隊 (別資料に記載)</p> <p><中略></p> <p>3. 保健医療部隊 情報収集・分析班 (12) 班員 医療保健部 医療保健総務課 (4) 医療保健部 医療政策課 (1) 医療保健部 健康推進課 (1) ※医療活動支援班兼務 医療保健部 薬務課 (2) ※うち医療活動支援班兼務 1 医療保健部 国民健康保険課 (1) 医療保健部 医療人材課 (1) 医療保健部 長寿介護課 (1)</p> <p><中略></p> <p>6. 生活・経済再建支援部隊 事業者再建支援班 班員 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 (1) 雇用経済部 ものづくり産業振興課 (1) 雇用経済部 三重県営業本部担当課 (1) 観光部 <u>観光総務課</u> (1)</p> <p>◆所掌事務（生活・経済再建支援部隊） 事業者再建支援班 県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること <u>観光総務課</u></p> <p><中略></p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例） 農林水産事務所 ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること ・被災農作物の応急技術対策に関すること ・被災農作物の種苗対策に関すること ・家畜伝染病予防に関すること ・罹災家畜収容に関すること ・治山施設の応急復旧に関すること ・林道等施設の応急復旧に関すること ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること ・林業共同施設に係る災害対策に関すること ・自然公園等施設の災害対策に関すること ・林野火災対策に関すること ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること ・漁業・養殖業の被害対策に関すること</p> <p><中略></p> <p>建設事務所 ・被災建築物応急危険度判定に関すること</p>	<p>【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <p>1. 総括部隊 (別資料に記載)</p> <p><中略></p> <p>3. 保健医療部隊 情報収集・分析班 (12) 班員 医療保健部 医療保健総務課 (4) 医療保健部 医療政策課 (1) 医療保健部 健康推進課 (1) ※医療活動支援班兼務 医療保健部 薬務課 (2) ※うち医療活動支援班兼務 1 医療保健部 国民健康保険課 (1) 医療保健部 医療人材課 (1) 医療保健部 長寿介護課 (1) <u>※被災者支援班からリエゾン1名兼務</u></p> <p><中略></p> <p>6. 生活・経済再建支援部隊 事業者再建支援班 班員 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 (1) 雇用経済部 ものづくり産業振興課 (1) 雇用経済部 三重県営業本部担当課 (1) 観光部 <u>観光戦略課</u> (1)</p> <p>◆所掌事務（生活・経済再建支援部隊） 事業者再建支援班 県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること <u>観光戦略課</u></p> <p><中略></p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例） 農林水産事務所 ・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること ・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること ・被災農作物の応急技術対策に関すること ・被災農作物の種苗対策に関すること ・家畜伝染病予防に関すること ・罹災家畜収容に関すること ・治山施設の応急復旧に関すること ・林道等施設の応急復旧に関すること ・地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること ・林業共同<u>利用</u>施設に係る災害対策に関すること ・自然公園等施設の災害対策に関すること ・林野火災対策に関すること ・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること ・漁業・養殖業の被害対策に関すること</p> <p><中略></p> <p>建設事務所 ・被災建築物応急危険度判定に関すること (<u>地震災害のみ</u>)</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第2項 主要対策項目				第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保（接近2） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊(総括班、総務班、)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台)	気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊(総括班、総務班、 情報班、広聴広報班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台)
水防警報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(建設事務所)	水防警報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(建設事務所)
土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(津地方気象台)	土砂災害警戒情報の発表・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布等(津地方気象台)
被害情報等の収集・とりまとめ	総括部隊(情報班、総括班、派遣班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)	被害情報等の収集・とりまとめ	総括部隊(情報班、総括班、派遣班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊(総括班、広聴広報班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)	被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊(総括班、広聴広報班)	県災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(市町、防災関係機関)
■共通事項等 1 予報及び警報等の伝達 (1) 伝達系統 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統(津波警報を除く) 津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は次の系統で行う。 なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。				■共通事項等 1 予報及び警報等の伝達 (1) 伝達系統 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統(津波警報を除く) 津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は次の系統で行う。 なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」による。			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表



三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
【防災関係機関等から収集する情報の内容】				【防災関係機関等から収集する情報の内容】			
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1. 被害・復旧の状況				1. 被害・復旧の状況			
① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、救助班）	市町（※）、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 電話	① 人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、 対策班 ）	市町（※）、警察自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 電話
② 道路状況・交通状況				② 道路状況・交通状況			
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム	市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	災害管理システム 道路情報管理システム 電話	県管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	道路情報管理システム 電話
国管理道路	総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所	電話	国管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	国土交通省管理事務所	電話
高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話	高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話	公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
③ 堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況				③ 堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況			
市町管理施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム	市町管理施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	地方部（建設事務所、農林水産事務所）	災害管理システム 電話	県管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	地方部（建設事務所、農林水産事務所）	電話
国管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班） 総括部隊（情報班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話	国管理施設	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	防災情報システム 電話	四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	防災情報システム 電話
<p>< 中略 ></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 < 津地方気象台が実施する対策 > 別表1 特別警報、警報の種類と概要 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>				<p>< 中略 ></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 < 津地方気象台が実施する対策 > 別表1 特別警報、警報の種類と概要 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる</u>警戒レベル3に相当。</p> <p>洪水警報 <u>河川</u>の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる</u>警戒レベル3に相当。</p> <p>高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>危険な場所からの避難が必要とされる</u>警戒レベル4に相当。</p> <p>別表2 注意報の種類と概要 高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる</u>警戒レベル3に相当。</p> <p>※<u>地面現象注意報</u>及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、<u>地面現象警報</u>はその警報事項を気象警報に、<u>地面現象特別警報</u>はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 <u>地面現象特別警報</u>は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> <p><中略> 3 土砂災害警戒情報 津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当する。</p>	<p>大雨警報 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる</u>警戒レベル3に相当。</p> <p>洪水警報 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる</u>警戒レベル3に相当。</p> <p>高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>危険な場所から避難する必要があるとされる</u>警戒レベル4に相当。</p> <p>別表2 注意報の種類と概要 高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる</u>警戒レベル3に相当。</p> <p>※<u>土砂崩れ注意報</u>及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、<u>土砂崩れ警報</u>はその警報事項を気象警報に、<u>土砂崩れ特別警報</u>はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 <u>土砂崩れ特別警報</u>は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</p> <p><中略> 3 土砂災害警戒情報 津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は、<u>危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当する。</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																
<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第3章 避難誘導体制の確保 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進（接近3） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町避難情報の収集・とりまとめ</td> <td>総括部隊(総括班、情報班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難所開設等情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>市町に対する避難指示等の判断支援</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)</td> </tr> <tr> <td>避難所指定県有施設での避難所開設</td> <td>各施設管理者</td> <td>所在市町で高齢者等避難等発令後</td> <td>・高齢者等避難等(市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 市町避難情報の収集・とりまとめ(総括部隊<情報班>) 県災対本部が設置された場合、総括部隊(情報班)は、地方部を通じ、速やかに市町の避難指示等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。 市町避難情報の収集は、県防災情報システムによることを原則とし、内容をとりまとめ、避難所情報として三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」や報道機関等を通じて公表する。</p> <p><中略> 4 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議(総括部隊<総括班>) <中略> 5 避難者の大規模移送支援(総括部隊<救助班>) <中略> 【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】 1 住民の早期避難に向けた支援 災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。 よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。 【主な行動項目】 ・「緊急派遣チームの派遣判断」(総括部隊) ・「災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定)」(総括部隊) ・「SNS(<u>Twitter(ツイッター)</u>・LINE(ライン))を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)</p> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊(総括班、情報班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)	市町に対する避難指示等の判断支援	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)	避難所指定県有施設での避難所開設	各施設管理者	所在市町で高齢者等避難等 発令 後	・高齢者等避難等(市町)	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第3章 避難誘導体制の確保 第1節 避難所の確保及び早期避難の促進（接近3） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町避難情報の収集・とりまとめ</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難所開設等情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>市町に対する避難指示等の判断支援</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)</td> </tr> <tr> <td>避難所指定県有施設での避難所開設</td> <td>各施設管理者</td> <td>所在市町で高齢者等避難等発令後</td> <td>・高齢者等避難等(市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 市町避難情報の収集・とりまとめ(総括部隊<情報班>) 県災対本部が設置された場合、総括部隊(情報班)は、地方部を通じ、速やかに市町の避難指示等発令状況、避難所開設及び避難者情報等を収集する。 市町避難情報の収集は、県防災情報システムによることを原則とし、内容をとりまとめ、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」や報道機関等を通じて公表する。</p> <p><中略> 4 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議(総括部隊<対策班>) <中略> 5 避難者の大規模移送支援(総括部隊<対策班>) <中略> 【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】 1 住民の早期避難に向けた支援 災害の発生が差し迫った状況下や、夜間における避難は危険が伴うことから、住民等が余裕を持って安全に避難できるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要がある。 よって、避難所開設の準備や、避難指示等、避難情報の発令の判断などが迅速かつ効率的に実施できるよう、市町の防災・減災活動に資する行動項目を整理している。 【主な行動項目】 ・「緊急派遣チームの派遣判断」(総括部隊) ・「災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定)」(総括部隊) ・「SNS(<u>X(エックス)</u>・LINE(ライン))を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)</p> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊(情報班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)	市町に対する避難指示等の判断支援	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)	避難所指定県有施設での避難所開設	各施設管理者	所在市町で高齢者等避難等 発令 後	・高齢者等避難等(市町)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊(総括班、情報班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)																														
市町に対する避難指示等の判断支援	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)																														
避難所指定県有施設での避難所開設	各施設管理者	所在市町で高齢者等避難等 発令 後	・高齢者等避難等(市町)																														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
市町避難情報の収集・とりまとめ	総括部隊(情報班)	県災対本部設置後	・避難所開設等情報(市町)																														
市町に対する避難指示等の判断支援	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	県災対本部設置後	・雨量、水位、土砂関連情報等(気象庁、県土整備部)																														
避難所指定県有施設での避難所開設	各施設管理者	所在市町で高齢者等避難等 発令 後	・高齢者等避難等(市町)																														

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																
<p>■県民が実施する対策</p> <p>1 避難指示等発令時の行動</p> <p>県民は、市町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。</p>	<p>■県民が実施する対策</p> <p>1 避難指示等発令時の行動</p> <p>県民は、市町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域マップ等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の想定を把握し、どのような段階でどのような避難行動（公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとるよう努める。</p>																																
<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第2節 水防活動体制の確保（接近7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 水防活動の実施（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）</p> <p>(1) 水防活動実施のための人員配備</p> <p>気象台から気象等に関する注意報、警報の発表があった場合や国土交通省から洪水予報又は水防警報発表の通知を受けた場合、その他水防本部長又は支部長が特に必要と認めて指示した場合、水防本部及び支部は、三重県水防計画の定めるところにより、水防活動を実施するための人員配備を行い、水防体制に入る。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第2節 水防活動体制の確保（接近7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 水防活動の実施（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）</p> <p>(1) 水防活動実施のための人員配備</p> <p>気象台から気象等に関する注意報、警報の発表があった場合、その他水防本部長又は支部長が特に必要と認めて指示した場合、水防本部及び支部は、三重県水防計画の定めるところにより、水防活動を実施するための人員配備を行い、水防体制に入る。</p>																																
<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第3節 県民・企業等による安全確保（接近8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達</td> <td>総括部隊(総務班)</td> <td>台風発生後速やかに</td> <td>・台風情報、気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する避難・被害情報等の提供</td> <td>総括部隊(総括班、広聴広報班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)</td> </tr> <tr> <td>Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供</td> <td>総括部隊(総務班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊(総務班)	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)	報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊(総括班、広聴広報班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)	Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供	総括部隊(総務班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第3節 県民・企業等による安全確保（接近8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達</td> <td>総括部隊(総務班、広聴広報班)</td> <td>台風発生後速やかに</td> <td>・台風情報、気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する避難・被害情報等の提供</td> <td>総括部隊(広聴広報班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)</td> </tr> <tr> <td>Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供</td> <td>総括部隊(総務班)</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」に記載する時間については、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊(総務班、 広聴広報班)	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)	報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊(広聴広報班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)	Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供	総括部隊(総務班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊(総務班)	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)																														
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊(総括班、広聴広報班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)																														
Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供	総括部隊(総務班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)																														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊(総務班、 広聴広報班)	台風発生後速やかに	・台風情報、気象予警報等(気象台)																														
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総括部隊(広聴広報班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)																														
Lアラート(災害情報共有システム)を活用した情報提供	総括部隊(総務班)	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等(市町、関係防災機関)																														

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「防災みえ. j p」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊<総括班、総務班>）</p> <p>(1) 「防災みえ. j p」ホームページでの災害情報等の提供</p> <p>県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ（http://www.bosaimie.jp）により、三重県に関する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。</p> <p><中略></p> <p>② 災害情報の提供</p> <p>県災対本部でとりまとめた情報をもとに、県内の避難情報や被害情報等の提供を行う。</p> <p>○ 県内災害対策本部設置状況</p> <p>○ 県内市町での避難指示等発令状況</p> <p>○ 県内市町での避難所設置等状況</p> <p>○ 医療・救護情報</p> <p>○ 被害状況 など</p> <p><中略></p> <p>2 報道機関に対する避難・被害情報等の提供（総括部隊<総括班、広聴広報班>）</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「防災みえ. j p」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊<総務班、広聴広報班>）</p> <p>(1) 「防災みえ. j p」ホームページでの災害情報等の提供</p> <p>県民・企業等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ（https://www.bosaimie.jp）により、三重県に関する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。</p> <p><中略></p> <p>② 災害情報の提供</p> <p>県災対本部でとりまとめた情報をもとに、県内の避難情報や被害情報等の提供を行う。</p> <p>○ 県内災害対策本部設置状況</p> <p>○ 県内市町での避難指示等発令状況</p> <p>○ 県内市町での避難所設置等状況</p> <p>○ 被害状況 など</p> <p><中略></p> <p>2 報道機関に対する避難・被害情報等の提供（総括部隊<広聴広報班>）</p>
<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 災害応急対策に係る対応方針の決定</p> <p>(1) 災害情報の共有・分析（総括部隊<総括班>、各部隊）</p> <p><中略></p> <p>6 災害派遣要請等の実施（総括部隊<救助班>）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第1節 災害対策活動の実施体制の確保（発災1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 災害応急対策に係る対応方針の決定</p> <p>(1) 災害情報の共有・分析（総括部隊<情報班>、各部隊）</p> <p><中略></p> <p>6 災害派遣要請等の実施（総括部隊<総括班>）</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第2節 通信機能の確保（発災2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 防災通信ネットワーク設置個所一覧表 （令和5年3月現在）				第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第2節 通信機能の確保（発災2） 第3項 対策 ■県が実施する対策 防災通信ネットワーク設置個所一覧表 （令和6年3月現在）			
地 上 系 設 備	種別等	設置個所数	設置場所等	種別等	設置個所数	設置場所等	
	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面	
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	
	市町	43	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)	
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部	
	警察関係	19	県警察本部、全警察署	警察関係	19	県警察本部、全警察署	
	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部[県庁内 ch 使用]	医療関係	21	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部[県庁内 ch 使用]	
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	
	県地域機関 県関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川)	県地域機関 県関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川)	
	国関係	7	津地方象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局津地域センター	国関係	7	津地方象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局津地域センター	
ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス[長谷山中継所内 ch 渡し]	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス[長谷山中継所内 ch 渡し]		
計	169		計	168			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

衛星系設備	県庁舎等	11	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	31	全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部[県庁内 ch 使用]
	県地域機関 県関係	10	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広、北勢、中勢)
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計	78		
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	39	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部[県庁内 ch 使用]
	県地域機関 県関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広域、北勢広域)
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
計	84		

(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣

衛星系設備	県庁舎等	11	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	31	全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	7	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部[県庁内 ch 使用]
	県地域機関 県関係	11	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広、北勢、中勢)
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計	79		
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部[県庁内 ch 使用]
	県地域機関 県関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
計	83		

(別表1)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) インターネットメール 衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

<p>地方部</p> <p>三重県看護協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 <p>固定通信網・移動体通信網</p> <p>インターネットメール</p>	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 <p>—</p>	<p>地方部</p> <p>三重県看護協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 <p>固定通信網・移動体通信網</p> <p>インターネットメール</p>	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 <p>—</p> <p>連絡員派遣</p>
<p><中略></p>			<p><中略></p>		
<p>医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重大学付属病院 伊勢赤十字病院 鈴鹿中央総合病院 松阪市民病院 尾鷲総合病院 紀南病院 上野総合市民病院 市立四日市病院 いなべ総合病院 済生会松阪総合病院 厚生連松阪中央総合病院 名張市立病院 三重中央医療センター 県立総合医療センター 志摩病院 伊勢市立伊勢総合病院 桑名市総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕） 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 	<p>—</p>	<p>医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重大学医学部附属病院 伊勢赤十字病院 鈴鹿中央総合病院 松阪市民病院 尾鷲総合病院 紀南病院 上野総合市民病院 市立四日市病院 いなべ総合病院 済生会松阪総合病院 厚生連松阪中央総合病院 名張市立病院 三重中央医療センター 県立総合医療センター 志摩病院 伊勢市立伊勢総合病院 桑名市総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕） 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 	<p>—</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3） 第2項 主要対策項目				第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊への第一報の報告	総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)	自衛隊への第一報の報告	総括部隊(総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)
派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊(総括班、 救助班)	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)	派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊(総括班、 対策班)	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)
受入体制の整備	総括部隊(救助班)	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)	受入体制の整備	総括部隊(対策班)	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)
経費の負担区分の協議	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)	経費の負担区分の協議	総括部隊(総務班)	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)
撤収要請	総括部隊(総括班、 救助班)	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)	撤収要請	総括部隊(総括班、 対策班)	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)
第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3） 第3項 対策 1 自衛隊災害派遣要請 (2) 派遣要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊 第33普通科連隊長 へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。 <中略> (3) 派遣部隊の受け入れ態勢の整備（総括部隊< 救助班 >） <中略> (5) 派遣部隊の撤収要請（総括部隊<総括班、 救助班 >） 市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊 第33普通科連隊長 等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。 <中略> 2 海上保安庁への応急措置の実施要請 (1) 応急措置の実施要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章 第4節 第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行				第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等（発災3） 第3項 対策 1 自衛隊災害派遣要請 (2) 派遣要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊 久居駐屯地司令 へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。 <中略> (3) 派遣部隊の受け入れ態勢の整備（総括部隊< 対策班 >） <中略> (5) 派遣部隊の撤収要請（総括部隊<総括班、 対策班 >） 市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊 久居駐屯地司令 等と十分協議を行ったうえ、別紙4により、撤収の要請を行う。 <中略> 2 海上保安庁への応急措置の実施要請 (1) 応急措置の実施要請（総括部隊<総括班>） 知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章 第5節 第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙6により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(別紙2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊第33普通科連隊長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。</p> </div> <p>< 中略 ></p> <p>(別紙4) 撤収要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊第33普通科連隊長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の撤収要請について</p> </div>	<p>(別紙2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊久居駐屯地司令あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊久居駐屯地司令 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。</p> </div> <p>< 中略 ></p> <p>(別紙4) 撤収要請書（陸上自衛隊久居駐屯地司令あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>陸上自衛隊久居駐屯地司令 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の撤収要請について</p> </div>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式 （別紙5） 応急措置実施要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請要求について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。</p> </div> <p><中略></p> <p>（別紙6） 応急措置実施要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。</p> </div>	<p>海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式 （別紙5） 応急措置実施要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請要求について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。</p> </div> <p><中略></p> <p>（別紙6） 応急措置実施要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置の実施要請について</p> <p>このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。</p> </div>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>(別紙7) 撤収要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請要求について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。</p> </div> <p><中略></p> <p>(別紙8) 撤収要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。</p> </div>	<p>(別紙7) 撤収要請書（知事あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知 事 宛</p> <p style="text-align: right;">(市町長) 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請要求について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。</p> </div> <p><中略></p> <p>(別紙8) 撤収要請書（第四管区海上保安本部長あて）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>第四管区海上保安本部長 様</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 印</p> <p style="text-align: center;">海上保安庁の応急措置撤収要請について</p> <p>このことについて、災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第5節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。</p> </div>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4） 第2項 主要対策項目				第4部 発災後の応急対策 第1章 災害対策本部活動の実施 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集	総括部隊 (情報班、派遣班)	【発災直後】 災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	災害情報の収集	総括部隊 (情報班、派遣班、 対策班)	【発災直後】 災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
災害情報の分析	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	災害情報の分析	総括部隊 (情報班)	【発災直後】 災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
情報の伝達	総括部隊 (総括班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	情報の伝達	総括部隊 (総括班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
県民への情報提供	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	県民への情報提供	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
県民対応窓口の設置	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後24時間以内】 県民からの問い合わせ状況により	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	県民対応窓口の設置	総括部隊 (広聴広報班)	【発災後24時間以内】 県民からの問い合わせ状況により	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)
※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。				※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。			
第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害情報の収集、分析、伝達 (1) 災害情報の収集 ① 災害発生情報の収集（総括部隊<情報班>） 洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種類、場所、規模及び人的被害の有無等について、地方部を通じ被災市町からの情報収集に努める。 また、被災地域に避難指示等が発令されているかを確認し、発令されていない場合は、必要に応じ当該市町に対し、発令を促す。 なお、災害情報等の収集は、防災情報システムによることを原則とするものの、必要に応じメールやFAX、電話や防災行政無線等を活用し、迅速な情報収集に努める。 ② 市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊< 総括班 、派遣班>） 災害の発生等により、市町からの必要な情報の収集に支障をきたす場合は、「第2節 通信機能の確保」に掲げる通信手段により当該市町との通信を確保するとともに、職員の安全が確保できる範囲内で、必要に応じ当該市町に緊急派遣チーム又は地方部派遣チームを派遣もしくは増派する等により、情報収集体制の確保に努める。				第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害情報の収集、分析、伝達 (1) 災害情報の収集 ① 災害発生情報の収集（総括部隊< 総括班 、情報班>） 洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種類、場所、規模及び人的被害の有無等について、地方部を通じ被災市町からの情報収集に努める。 また、被災地域に避難指示等が発令されているかを確認し、発令されていない場合は、必要に応じ当該市町に対し、発令を促す。 <u>さらに、各部隊（各部署等）が所管する施設や関係団体等に関する被害状況は、各部隊（各部署等）が情報収集し、総括部隊（総括班）に報告するものとする。</u> なお、災害情報等の収集は、防災情報システムによることを原則とするものの、必要に応じメールやFAX、電話や防災行政無線等を活用し、迅速な情報収集に努める。 ② <u>安否情報の収集（総括部隊）</u> <u>救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合は、市町から収集した安否不明者及び行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集を行う。</u> ③ 市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊< 総務班 、派遣班>） 災害の発生等により、市町からの必要な情報の収集に支障をきたす場合は、「第2節 通信機能の確保」に掲げる通信手段により当該市町との通信を確保するとともに、職員の安全が確保できる範囲内で、必要に応じ当該市町に緊急派遣チーム又は地方部派遣チームを派遣もしくは増派する等により、情報収集体制の確保に努める。			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

<p>③ その他の機関の情報の活用（総括部隊＜<u>総括班</u>、情報班＞） 必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁、JAXA、ドローン関係団体等から被災地における被害情報等の収集を行う。 また、テレビやインターネット等による災害関連情報の収集に努める。</p> <p>(2) 災害情報の分析（総括部隊＜<u>総括班</u>＞）</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害情報の報告</p> <p>(1) 災害情報の収集・報告</p> <p>市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡する。</p> <p><u>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。</u></p> <p>また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、市町から直接、消防庁へ連絡する。</p>	<p>④ その他の機関の情報の活用（総括部隊＜<u>対策班</u>、情報班＞） 必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁、JAXA、ドローン関係団体等から被災地における被害情報等の収集を行う。 また、テレビやインターネット等による災害関連情報の収集に努める。</p> <p>(2) 災害情報の分析（総括部隊＜<u>情報班</u>＞）</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害情報の報告</p> <p>(1) 災害情報の収集・報告</p> <p>市町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡する。</p> <p><u>また、安否不明者及び行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <p>なお、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は、市町から直接、消防庁へ連絡する。</p>
--	---

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (6) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、<u>三重県防災対策部、三重県地域防災総合事務所または地域活性化局</u>において以下のとおり行う。</p> <p><中略> ■その他の防災関係機関が実施する対策 <その他道路管理者の対策> 1 通行規制の実施 「<県が実施する対策> 1 通行規制の実施」に準じる。 2 道路パトロールと緊急時の措置 「<県が実施する対策> 3 道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。 3 緊急輸送道路等の確保 「<県が実施する対策> 4 緊急輸送道路等の確保」に準じる。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災7） 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 交通規制の実施（緊急交通路の指定）（警察部隊） (6) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、<u>県災対本部または地方部</u>において以下のとおり行う。</p> <p><中略> ■その他の防災関係機関が実施する対策 <その他道路管理者の対策> 1 通行規制の実施 「<県が実施する対策> 1 通行規制の実施」に準じる。 2 道路パトロールと緊急時の措置 「<県が実施する対策> 3 道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。 3 緊急輸送道路等の確保 「<県が実施する対策> 4 緊急輸送道路等の確保」に準じる。 4 <u>交通マネジメント</u> <u>応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、国、県、警察、交通関係機関等で構成される「三重県災害時交通マネジメント検討会」を組織し、交通マネジメント施策の協議、調整を行う。</u> <u>構成員は相互に協力し、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。</u> ※交通システムマネジメント <u>道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</u> ※交通需要マネジメント <u>自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u></p>
<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第2節 水防活動（発災8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 水防活動の実施（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>） (1) 洪水予報河川 流域面積の大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、洪水のおそれがあるときは気象庁と共同し、河川の水位又は流量を県水防本部に通知するため、県水防本部は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第10条）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第2節 水防活動（発災8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 水防活動の実施（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>） (1) 洪水予報河川 流域面積の大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、国土交通大臣が洪水予報河川に指定しており、洪水のおそれがあるときは気象庁と共同し、河川の水位又は流量を県水防本部に通知するため、県水防本部は<u>水防支部を通じ</u>、水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第10条）</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第5節 ヘリコプターの活用（発災11） 第2項 主要対策項目				第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 第5節 ヘリコプターの活用（発災11） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	総括部隊（ 救助班 ）	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班））	被害情報の収集	総括部隊（ 対策班 ）	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班））
ヘリコプターの 応援要請	総括部隊（ 救助班 ）	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班）） ・ヘリコプターの運航状況 （ヘリコプター保有機関）	ヘリコプターの 応援要請	総括部隊（ 対策班 ）	【発災1時間以内】 保有ヘリコプターが 活動できない場合又は 不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班）） ・ヘリコプターの運航状況 （ヘリコプター保有機関）
活動拠点の確保	総括部隊（ 総括班、救助班 ）	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施することが 決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災 状況（市町、各消防本 部、各施設管理者）	活動拠点の確保	総括部隊（ 対策班 ）	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる 活動を実施することが 決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災 状況（市町、各消防本 部、各施設管理者）
各活動の実施	総括部隊（ 救助班 ）	【発災6時間以内】 被災状況とりま とめ、ヘリポート確保 後速やかに	・救出救助要請 （各救助機関、市町） ・人員搬送要請（各部隊） ・物資搬送要請（各部隊）	各活動の実施	総括部隊（ 対策班 ）	【発災6時間以内】 被災状況とりま とめ、ヘリポート確保 後速やかに	・救出救助要請 （各救助機関、市町） ・人員搬送要請（各部隊） ・物資搬送要請（各部隊）
※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。				※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。			
第3項 対策 ■県が実施する対策 1 被害情報の収集（総括部隊< 救助班 >） <中略> 2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊< 救助班 >） <中略> 3 活動拠点の確保（総括部隊（ 総括班・救助班 ）） 県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。（推進計画） (1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。 (2) フォワードベース（FB） 被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。 (3) 航空機用救助活動拠点				第3項 対策 ■県が実施する対策 1 被害情報の収集（総括部隊< 対策班 >） <中略> 2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊< 対策班 >） <中略> 3 活動拠点の確保（総括部隊< 対策班 >） 県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。（推進計画） (1) ヘリベース（HB） 航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。 ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。 (2) フォワードベース（FB） 被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。 (3) 航空機用救助活動拠点			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

<p>ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。</p> <p>(4) ランディングポイント（LP） 上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(5) 航空燃料の確保 航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及び フォワードベースを設置した場合は、総括部隊救助班とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。</p> <p>4 各活動の実施（総括部隊 救助班）</p>	<p>ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。</p> <p>(4) ランディングポイント（LP） 上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(5) 航空燃料の確保 航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及び フォワードベースを設置した場合は、総括部隊救助班とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。</p> <p>4 各活動の実施（総括部隊 <対策班>）</p>																																								
<p>第4部 発災後の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第1節 救助・救急活動（発災12） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各救助機関への部隊派遣要請</td> <td>警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)</td> <td>【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>救助・救急活動の調整</td> <td>総括部隊(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部</td> <td>【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>活動拠点等の確保</td> <td>総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部</td> <td>【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)</td> </tr> <tr> <td>重機・資機材の調達等</td> <td>総括部隊(総括班、救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)</td> <td>【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後</td> <td>・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	救助・救急活動の調整	総括部隊(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	活動拠点等の確保	総括部隊(総括班 、 救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)	重機・資機材の調達等	総括部隊(総括班 、 救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)	<p>第4部 発災後の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第1節 救助・救急活動（発災12） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各救助機関への部隊派遣要請</td> <td>警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)</td> <td>【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>救助・救急活動の調整</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部</td> <td>【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>活動拠点等の確保</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部</td> <td>【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)</td> </tr> <tr> <td>重機・資機材の調達等</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)</td> <td>【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後</td> <td>・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	救助・救急活動の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	活動拠点等の確保	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)	重機・資機材の調達等	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																						
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																																						
救助・救急活動の調整	総括部隊(救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																																						
活動拠点等の確保	総括部隊(総括班 、 救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)																																						
重機・資機材の調達等	総括部隊(総括班 、 救助班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)																																						
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																						
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊(総括班)	【発災後1時間以内】 人命に係る被害が発生又は発生するおそれが生じた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																																						
救助・救急活動の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																																						
活動拠点等の確保	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災後3時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者) ・活動拠点の使用状況(県、市町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、市町、自衛隊、警察、消防)																																						
重機・資機材の調達等	総括部隊(対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災後6時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・重機・資機材の確保状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)																																						

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																																
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 救助・救急活動の調整(総括部隊<救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略></p> <p>3 活動拠点等の確保(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略></p> <p>4 重機・資機材の調達等(総括部隊<総括班、救助班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班></p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 救助・救急活動の調整(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略></p> <p>3 活動拠点等の確保(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部) <中略></p> <p>4 重機・資機材の調達等(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班></p>																																																
<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・共有</td> <td>総括部隊(総括班) 保健医療部隊(情報収集・分析班)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・医療機関、医師会、保健所等、市町、</td> </tr> <tr> <td>医療・救護活動</td> <td>総括部隊(救助班) 保健医療部隊(医療活動支援班)</td> <td>【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点</td> <td>・医療機関、医師会、保健所等、市町、</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保</td> <td>保健医療部隊(医療活動支援班)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)</td> </tr> <tr> <td>医療施設の応急復旧</td> <td>保健医療部隊(医療活動支援班)</td> <td>【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに</td> <td>・医療施設の被災情報(市町・医療機関)</td> </tr> <tr> <td>保健医療調整本部の機能の強化</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班)</td> <td>【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</td> <td>・保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	医療情報の収集・共有	総括部隊(総括班) 保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、保健所等、市町、	医療・救護活動	総括部隊(救助班) 保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、保健所等、市町、	医薬品等の確保	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)	医療施設の応急復旧	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	・医療施設の被災情報(市町・医療機関)	保健医療調整本部の機能の強化	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	・保健所	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報の収集・共有</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・医療機関、医師会、保健所等、市町、</td> </tr> <tr> <td>医療・救護活動</td> <td>総括部隊(対策班) 保健医療部隊(医療活動支援班)</td> <td>【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点</td> <td>・医療機関、医師会、保健所等、市町、</td> </tr> <tr> <td>医薬品等の確保</td> <td>保健医療部隊(医療活動支援班)</td> <td>【発災後1時間以内】 発災後速やかに</td> <td>・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)</td> </tr> <tr> <td>医療施設の応急復旧</td> <td>保健医療部隊(医療活動支援班)</td> <td>【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに</td> <td>・医療施設の被災情報(市町・医療機関)</td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉調整本部の機能の強化</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班)</td> <td>【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</td> <td>・保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	医療情報の収集・共有	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、保健所等、市町、	医療・救護活動	総括部隊(対策班) 保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、保健所等、市町、	医薬品等の確保	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)	医療施設の応急復旧	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	・医療施設の被災情報(市町・医療機関)	保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	・保健所
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																														
医療情報の収集・共有	総括部隊(総括班) 保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、保健所等、市町、																																														
医療・救護活動	総括部隊(救助班) 保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、保健所等、市町、																																														
医薬品等の確保	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)																																														
医療施設の応急復旧	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	・医療施設の被災情報(市町・医療機関)																																														
保健医療調整本部の機能の強化	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	・保健所																																														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																														
医療情報の収集・共有	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・医療機関、医師会、保健所等、市町、																																														
医療・救護活動	総括部隊(対策班) 保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	・医療機関、医師会、保健所等、市町、																																														
医薬品等の確保	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況及び供給体制(医薬品等備蓄所)																																														
医療施設の応急復旧	保健医療部隊(医療活動支援班)	【発災後24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	・医療施設の被災情報(市町・医療機関)																																														
保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊(情報収集・分析班)	【発災後3時間以内】 DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点	・保健所																																														

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 医療情報の収集・共有</p> <p>(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞） 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行う。通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。 また、保健所等による現地確認や、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等から把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。 収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、DMAT・DPATや医療救護班の派遣要請を検討する。 なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療調整本部において総合調整を行う。</p> <p>(2) SCUの状況確認（総括部隊＜総括班＞、保健医療部隊＜情報収集・分析班＞） 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。</p> <p><中略></p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） ウ DMATの活動調整 県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。 また、ドクターヘリ調整部を設置し、救助班にリエゾンを派遣し調整を行う。</p> <p>(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） オ その他 医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療調整本部で調整する。</p> <p>(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）</p> <p><中略></p> <p>(4) SCUの設置及び運営（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞）</p> <p><中略></p> <p>(6) 精神保健支援・DPATの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） 精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に設置するDPAT調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所では被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地へ派遣する。</p> <p><中略></p> <p>(8) 小児・周産期リエゾンの要請 小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。</p> <p><中略></p> <p>5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 医療情報の収集・共有</p> <p>(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞） 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行う。通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。 また、保健所等による現地確認や、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等から把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。 収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、DMAT・DPATや医療救護班の派遣要請を検討する。 なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療福祉調整本部において総合調整を行う。</p> <p>(2) SCUの状況確認（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞） 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。</p> <p><中略></p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMAT派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） ウ DMATの活動調整 県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。 また、ドクターヘリ調整部を設置し、対策班にリエゾンを派遣し調整を行う。</p> <p>(2) 医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） オ その他 医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療福祉調整本部で調整する。</p> <p>(3) 患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）</p> <p><中略></p> <p>(4) SCUの設置及び運営（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞）</p> <p><中略></p> <p>(6) 精神保健支援・DPATの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞） 精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置するDPAT調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所では被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地へ派遣する。</p> <p><中略></p> <p>(8) 小児・周産期リエゾンの要請 小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。</p> <p><中略></p> <p>5 保健医療福祉調整本部の機能の強化（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）</p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14） 第2項 主要対策項目				第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災14） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当当事隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当当事隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総括部隊(総括班、広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 市町の[警戒レベル4]避難指示等発令後速やかに	・[警戒レベル4]避難指示等 (市町)	避難の指示等	総括部隊(総括班、広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 市町の[警戒レベル4]避難指示等発令後速やかに	・[警戒レベル4]避難指示等 (市町)
被災者の大規模避難対策	総括部隊(救助班、総括班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 (市町)	被災者の大規模避難対策	総括部隊(対策班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 (市町)
避難所の開設及び運営支援	総括部隊(総括班、情報班、救助班) 施設管理者 救援物資部隊(物資活動班) 被災者支援部隊(避難者支援班、応急住宅班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報 (市町)	避難所の開設及び運営支援	総括部隊(情報班、対策班) 施設管理者 救援物資部隊(物資活動班) 被災者支援部隊(避難者支援班、応急住宅班)	【発災のおそれがある場合】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報 (市町)
第3項 対策 ■県が実施する対策 1 避難の指示等 (5) 放送事業者を活用した避難指示等の広報（総括部隊<総括班、広聴広報班>） 市町長の [警戒レベル4] 避難指示等の発令を受け、放送事業者にその広報を依頼する。				第3項 対策 ■県が実施する対策 1 避難の指示等 (5) 放送事業者を活用した避難指示等の広報（総括部隊<広聴広報班>） 市町長の [警戒レベル4] 避難指示等の発令を受け、放送事業者にその広報を依頼する。			
2 県内市町への広域避難の受入協議(総括部隊<総括班>) <中略> 3 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊<総括班>） <中略> 4 避難者の大規模移送支援(総括部隊<救助班>) <中略> 5 避難所の開設及び運営支援 (6) 船舶の避難所利用（総括部隊<総括班、救助班>）				2 県内市町への広域避難の受入協議(総括部隊<対策班>) <中略> 3 他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊<対策班>） <中略> 4 避難者の大規模移送支援(総括部隊<対策班>) <中略> 5 避難所の開設及び運営支援 (6) 船舶の避難所利用（総括部隊<対策班>）			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧		新																															
<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><中略></p> <p>⑨ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</p>		<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><中略></p> <p>⑨ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。</p> <p>⑩ 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用に努める。</p>																															
<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第5章 特定自然災害対策</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）</p> <p>第2項 主要対策項目</p>		<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第5章 特定自然災害対策</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策（発災17）</p> <p>第2項 主要対策項目</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 局地的大雨対策</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)</td> <td>【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合</td> <td>・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(气象台)</td> </tr> <tr> <td>2 竜巻等突風対策</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)</td> <td>【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合</td> <td>・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(气象台)</td> </tr> <tr> <td>3 雪害対策</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊</td> <td>【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合</td> <td>・大雪に関する気象情報(气象台)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	1 局地的大雨対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(气象台)	2 竜巻等突風対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(气象台)	3 雪害対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合	・大雪に関する気象情報(气象台)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 局地的大雨対策</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)</td> <td>【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合</td> <td>・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(气象台)</td> </tr> <tr> <td>2 竜巻等突風対策</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)</td> <td>【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合</td> <td>・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(气象台)</td> </tr> <tr> <td>3 雪害対策</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊</td> <td>【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合</td> <td>・大雪警報(气象台) ・大雪に関する気象情報(气象台)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	1 局地的大雨対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(气象台)	2 竜巻等突風対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(气象台)	3 雪害対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合	・大雪警報(气象台) ・大雪に関する気象情報(气象台)
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
1 局地的大雨対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(气象台)																														
2 竜巻等突風対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(气象台)																														
3 雪害対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合	・大雪に関する気象情報(气象台)																														
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
1 局地的大雨対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(气象台) ・大雨注意報・警報(气象台) ・降水ナウキャスト(气象台) ・キキクル(气象台) ・顕著な大雨に関する気象情報(气象台)																														
2 竜巻等突風対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(气象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(气象台)																														
3 雪害対策	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災のおそれがある場合】 県内に「大雪警報」が発表された場合	・大雪警報(气象台) ・大雪に関する気象情報(气象台)																														

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。</p> <p>また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続くため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。</p> <p>このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。</p> <p><中略></p> <p>(3) 情報収集・伝達（総括部隊<総括班>、社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）</p> <p>気象庁が提供する「降水短時間予報」（15時間先までの雨の予想）や「高解像度降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）により、雨雲の状況等を随時確認して、これらの情報の県庁内での共有を図るとともに、気象庁が発表する「<u>記録的短時間大雨情報</u>」などについて、市町・防災関係機関等へ情報を伝達する。</p> <p>また、市町が適切に避難指示等を発令できるよう、河川水位等の情報提供を適切に行う。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>(2) 住民への注意喚起</p> <p>局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「<県民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。</p> <p><中略></p> <p>■県民・事業者等が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用</p> <p>県民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがある。</p> <p>また、<u>線状降水帯が発生すると、同じ場所で非常に激しい雨が数時間にわたり降り続くため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。</u></p> <p>このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。</p> <p><中略></p> <p>(3) 情報収集・伝達（総括部隊<総括班>、社会基盤対策部隊<公共土木対策班>）</p> <p>気象庁が提供する「降水短時間予報」（15時間先までの雨の予想）や「高解像度降水ナウキャスト」（1時間先までの雨の予想）により雨雲の状況等を随時確認するとともに、<u>気象庁（津地方気象台）との情報連絡体制を構築し、局地的な大雨に関する情報収集を行う。</u></p> <p><u>また、これらの情報の県庁内での共有や市町・防災関係機関等への伝達を行うとともに、必要に応じて早期の避難情報発令を市町に助言する。</u></p> <p><u>さらに、市町が適切に避難指示等を発令できるよう、河川水位等の情報提供を適切に行う。</u></p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>(2) 住民への注意喚起</p> <p>局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない、<u>必要に応じて早期の避難を検討する</u>等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「<県民・事業者等が実施する対策> 1 局地的大雨対策」で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。</p> <p><中略></p> <p>■県民・事業者等が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用</p> <p>県民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、<u>早期避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

<p>第5章 被災者支援・復旧対策 第1章 災害対策本部活動体制の確保 第2節 災害救助法の適用（復旧2） 2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊(総括班)</td> <td>多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後</td> <td>・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報</td> </tr> <tr> <td>災害救助法の運用</td> <td>総括部隊(総括班)</td> <td>災害救助法適用決定後</td> <td>・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用（総括部隊<総括班>） (4) 適用基準 イ 適用基準 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。(施行令第1条第1項第4号)。</p> <p><中略> 2 災害救助法の運用（総括部隊<総括班>）</p>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊(総括班)	多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報	災害救助法の運用	総括部隊(総括班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)	<p>第5章 被災者支援・復旧対策 第1章 災害対策本部活動体制の確保 第2節 災害救助法の適用（復旧2） 2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊(総括班)</td> <td>多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後</td> <td>・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報</td> </tr> <tr> <td>災害救助法の運用</td> <td>総括部隊(対策班)</td> <td>災害救助法適用決定後</td> <td>・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用（総括部隊<総括班>） (4) 適用基準 イ 適用基準 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。(施行令第1条第1項第4号)。 <u>※内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項</u> <u>・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u> <u>・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</u> ⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき（法第2条第2項）。</p> <p><中略> 2 災害救助法の運用（総括部隊<対策班>）</p>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊(総括班)	多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報	災害救助法の運用	総括部隊(対策班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
災害救助法の適用	総括部隊(総括班)	多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報																						
災害救助法の運用	総括部隊(総括班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)																						
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
災害救助法の適用	総括部隊(総括班)	多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点 又は被害状況判明後	・防災情報等(气象台) ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・基準への該当(内閣府) ・4号適用に必要な情報																						
災害救助法の運用	総括部隊(対策班)	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)																						

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第1節 避難所の運営（復旧3） 第2講 主要対策項目				第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第1節 避難所の運営（復旧3） 第2講 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報(市町)	長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報(市町)
隣接市町への避難所の設置	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)	隣接市町への避難所の設置	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
県内市町への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)	県内市町への広域避難の受入要請	総括部隊(対策班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
県外市町村への広域避難の受入要請	総括部隊(総括班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)	県外市町村への広域避難の受入要請	総括部隊(対策班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
再避難の実施支援	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)	再避難の実施支援	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 48 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
避難所運営の支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)	避難所運営の支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
要配慮者への対応	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)	要配慮者への対応	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災 36 時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難者の支援要請情報(市町)
第3項 ■県が実施する対策 1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整(総括部隊<総括班>、被災者支援部隊<避難者支援班>)				第3項 ■県が実施する対策 1 長期滞在看通した避難所運営計画の検討・調整(被災者支援部隊<避難者支援班>)			
<中略>				<中略>			
3 県内市町への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)				3 県内市町への広域避難の受入要請(総括部隊<対策班>)			
<中略>				<中略>			
4 県外市町村への広域避難の受入要請(総括部隊<総括班>)				4 県外市町村への広域避難の受入要請(総括部隊<対策班>)			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																
<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><中略></p> <p>⑤ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><中略></p> <p>⑤ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。</p>																																
<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 被災者支援等の活動</p> <p>第2節 緊急輸送手段の確保（復旧4）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県有車両の確保</td> <td>総括部隊(総務班)</td> <td>【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う</td> <td>・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)</td> </tr> <tr> <td>輸送ルートの情報収集・伝達</td> <td>総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>【発災1時間以内】</td> <td>・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(核施設の管理者等)</td> </tr> <tr> <td>輸送手段の確保</td> <td>総括部隊(総括班)</td> <td>【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに</td> <td>・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 輸送ルートの情報収集・伝達（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、総括部隊<総括班>）</p> <p><中略></p> <p>3 輸送手段の確保（総括部隊<総括班>）</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	県有車両の確保	総括部隊(総務班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)	輸送ルートの情報収集・伝達	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(核施設の管理者等)	輸送手段の確保	総括部隊(総括班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 被災者支援等の活動</p> <p>第2節 緊急輸送手段の確保（復旧4）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県有車両の確保</td> <td>総括部隊(総務班)</td> <td>【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う</td> <td>・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)</td> </tr> <tr> <td>輸送ルートの情報収集・伝達</td> <td>総括部隊(情報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)</td> <td>【発災1時間以内】</td> <td>・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(核施設の管理者等)</td> </tr> <tr> <td>輸送手段の確保</td> <td>総括部隊(対策班) 救援物資部隊(物資活動班)</td> <td>【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに</td> <td>・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 輸送ルートの情報収集・伝達（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、総括部隊<情報班>）</p> <p><中略></p> <p>3 輸送手段の確保（総括部隊<対策班>、救援物資部隊<物資活動班>）</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	県有車両の確保	総括部隊(総務班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)	輸送ルートの情報収集・伝達	総括部隊(情報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(核施設の管理者等)	輸送手段の確保	総括部隊(対策班) 救援物資部隊(物資活動班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
県有車両の確保	総括部隊(総務班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)																														
輸送ルートの情報収集・伝達	総括部隊(総括班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(核施設の管理者等)																														
輸送手段の確保	総括部隊(総括班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)																														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
県有車両の確保	総括部隊(総務班)	【発災1時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・使用可能な公用車情報(管財課、地域防災総合事務所等)																														
輸送ルートの情報収集・伝達	総括部隊(情報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災1時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(核施設の管理者等)																														
輸送手段の確保	総括部隊(対策班) 救援物資部隊(物資活動班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(国、防災関係機関、各協定締結団体)																														

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第3節 救援物資等の供給（復旧5） 第2項 主要対策項目				第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第3節 救援物資等の供給（復旧5） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当当事務(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災12時間以内】	・市町からの物資要請 (地方部、市町)	物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災12時間以内】	・市町からの物資要請 (地方部、市町)
支援物資の受入	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災24時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国) ・物資拠点状況(地方部、市町)	支援物資の受入	救援物資部隊 (物資支援班)	【発災24時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報(他府県、国) ・物資拠点状況(地方部、市町)
物資等の調達	救援物資部隊 (物資支援班、物資活動班)	【発災24時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(地方部、市町)	物資等の調達	救援物資部隊 (物資支援班、物資活動班)	【発災24時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(国、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(地方部、市町)
物資等の供給	救援物資部隊 (物資活動班)	【発災72時間以内】 市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況(地方部、市町) ・物資配送状況(国、協定締結団体等)	物資等の供給	救援物資部隊 (物資活動班)	【発災72時間以内】 市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況(地方部、市町) ・物資配送状況(国、協定締結団体等)
燃料の確保	総括部隊 (総括班)	【発災72時間以内】 燃料確保が困難になるおそれが認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会	燃料の確保	総括部隊 (対策班)	【発災72時間以内】 燃料確保が困難になるおそれが認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会
<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 燃料の確保（総括部隊< 総括班 >） 災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。 なお、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合、総括部隊（ 総括班 ）を通じて燃料の供給について要請を行う。				<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 燃料の確保（総括部隊< 対策班 >） 災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。 なお、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合は、総括部隊（ 対策班 ）を通じて燃料の供給について要請を行う。			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第4節 給水活動（復旧6） 第2項 主要対策項目				第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第4節 給水活動（復旧6） 第2項 主要対策項目			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	被災者支援部隊(水道応援班) 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)	飲料水の確保	被災者支援部隊(水道応援班) 社会基盤対策部隊(水道・工業用水道班)	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)
応急給水活動の調整	<u>総括部隊(情報班)</u> <u>保健医療部隊(医療活動支援班)</u> 被災者支援部隊(水道応援班)	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)	応急給水活動の調整	被災者支援部隊(水道応援班)	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)
応急給水活動の実施	総括部隊(<u>救助班</u>) 被災者支援部隊(水道応援班)	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)	応急給水活動の実施	総括部隊(<u>総括班</u>) 被災者支援部隊(水道応援班)	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請(市町)
<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 市町による応急給水活動の調整 (1) 市町等による協定に基づく応急給水活動の調整（被災者支援部隊<水道応援班>、 <u>総括部隊<情報班></u> 、 <u>保健医療部隊<医療活動支援班></u> ）				<中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 市町による応急給水活動の調整 (1) 市町等による協定に基づく応急給水活動の調整（被災者支援部隊<水道応援班>）			
<中略> 3 県による応急給水活動の実施 (3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請（被災者支援部隊<水道応援班>）				<中略> 3 県による応急給水活動の実施 (3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請（被災者支援部隊<水道応援班>、 <u>総括部隊<総括班></u> ）			

旧	新																																
<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第5節 ボランティア活動の支援（復旧7） 第1項 活動方針 ○みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。 ○災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。 ○被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。 ○災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。 ○感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。 <中略> 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (2) 三重県社会福祉協議会 ③ 必要に応じて、被災市町の市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第5節 ボランティア活動の支援（復旧7） 第1項 活動方針 ○みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。 ○災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。 ○被災者の多様なニーズに対応するため、様々な専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が連携して支援活動を行う。 ○災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。 ○感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策 1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (2) 三重県社会福祉協議会 ③ 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。また、<u>このための調整事務</u>を行う。</p>																																
<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第8節 遺体の取扱い（復旧10） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対策(活動)項目</th> <th style="text-align: center;">担当部隊(班)</th> <th style="text-align: center;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="text-align: center;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(総括班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 検視場所・遺体安置所の設置場所の調整（総括部隊<総括班>、警察部隊） 総括部隊は、被災状況に応じ、市町が検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(総括 班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 被災者支援等の活動 第8節 遺体の取扱い（復旧10） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対策(活動)項目</th> <th style="text-align: center;">担当部隊(班)</th> <th style="text-align: center;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="text-align: center;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 検視場所・遺体安置所の設置場所の調整（総括部隊<対策班>、警察部隊） 総括部隊は、被災状況に応じ、市町が検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策 班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(総括 班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																														
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策 班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、市町)																														
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																														

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

- 2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）
 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。
 遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。

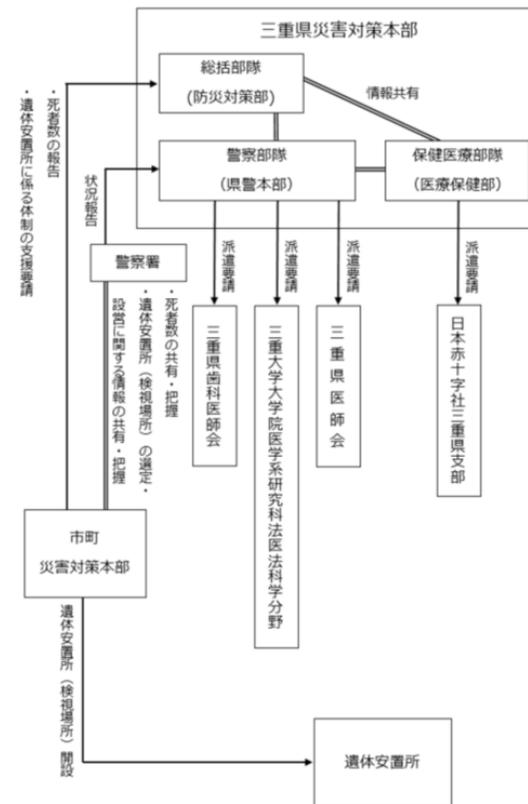
<中略>
 （「第3部 第4章 第7節 遺体の取扱い」の最終頁）

等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

- 2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）
 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。
 遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医学分野等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。

<中略>
 （「第3部 第4章 第7節 遺体の取扱い」の最終頁）

<参考>
 遺体検視・検案等に係る連携、情報連絡体制図



※連絡体制図は、南海トラフ地震等の大規模地震発生時（局所的災害を除く）を想定。

旧	新
<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第3章 社会基盤施設等の復旧・保全 第1節 公共施設等の復旧・保全（復旧11） 第3項 対策 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊） (1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等 施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、<u>（一社）三重県建設業協会</u>との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第3章 社会基盤施設等の復旧・保全 第1節 公共施設等の復旧・保全（復旧11） 第3項 対策 1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊） (1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等 施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、<u>建設業者</u>との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。</p>
<p>第5部 発災後の応急・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（復旧17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞） 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。 また、<u>私立高等学校授業料減免補助金取扱要領(平成22年生文第01-1号)</u>により、<u>授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。</u> 災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 応急教育の実施判断 被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。 <u>① 学校施設の被災建築物応急危険度判定を行う。</u> <u>② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。</u> <u>③ 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。</u> <u>④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。</u> <u>⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町等教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。</u></p>	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（復旧17） 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞） 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成14年教育委員会告示第4号)により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。 また、<u>保護者等が被災により従前得ていた収入を得ることができなくなり要件を満たした場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)により高等学校等就学支援金を支給する。</u> 災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 応急教育の実施判断 被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。 <u>① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。</u> <u>② 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。</u> <u>③ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。</u> <u>④ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町等教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧にかかる支援措置 第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧20） 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 1 費用の負担者 (2) 応援に要した費用 他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた<u>市</u>・市町が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。 <中略> 3 災害<u>対策</u>基金 県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害<u>対策</u>基金を積み立てなければならない。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧にかかる支援措置 第1節 災害復旧事業にかかる財政支援（復旧20） 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 1 費用の負担者 (2) 応援に要した費用 他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた<u>県</u>・市町が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。 <中略> 3 災害<u>援助</u>基金 県は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害<u>援助</u>基金を積み立てなければならない。</p>
<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧にかかる支援措置 第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧21） 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策 (1) 生活資金等の貸付（各資金所幹部） ウ 生活福祉資金 ① 実施主体：県社会福祉協議会 ② <u>受給者</u>：<u>アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者</u> ③ <u>貸付限度額</u>：<u>貸付資金の種類に応じて貸付</u> ④ 貸付資金の種類 a <u>総合支援費</u> ・生活支援資金 ・住宅入居費 ・一時生活再建費 b <u>福祉資金</u> ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費（住宅） ・福祉用具購入費 等 c <u>教育支援資金</u> ・教育支援費 ・就学支度費 d <u>不動産担保型生活資金</u> ・不動産担保型生活資金</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策 第5章 復旧にかかる支援措置 第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復旧21） 第2項 対策 ■県と市町が連携して実施する対策 2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策 (1) 生活資金等の貸付（<u>子ども・福祉部</u>） ウ 生活福祉資金 ① 実施主体：県社会福祉協議会 ② <u>貸付対象者</u>：<u>居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方</u> ③ 貸付資金の種類 a <u>緊急小口資金（災害時特例）</u> b <u>生活福祉資金（本則貸付）</u></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧				新			
<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第1節 危険物施設等の事故対策（事故1） 第2項 事故等発生時の主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等にかかる対策）</p>				<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第1節 危険物施設等の事故対策（事故1） 第2項 事故等発生時の主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設、ばい煙発生施設、排水施設等にかかる対策）</p>			
対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	対策(活動)項目	担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
警察における措置	警察本部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(施設所有者等、各関係機関、市町) ・警戒区域設定情報(市町) ・事故現場の状況(施設所有者等、各関係機関、市町)	警察における措置	警察本部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(施設所有者等、各関係機関、市町) ・警戒区域設定情報(市町) ・事故現場の状況(施設所有者等、各関係機関、市町)
事故等発生時の緊急措置	防災対策部 医療保健部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(施設所有者等、各関係機関、市町) ・自衛隊災害派遣要請(市町) ・資機材等確保要請(市町)	事故等発生時の緊急措置	防災対策部 医療保健部 環境生活部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	・事故発生情報(施設所有者等、各関係機関、市町) ・自衛隊災害派遣要請(市町) ・資機材等確保要請(市町)
<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第1節 危険物施設等の事故対策（事故1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 事故等発生時の対応 (3) 応急対策活動 ④ 医療・救護活動の支援（防災対策部、医療保健部） 市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。 ア 医療従事者の応援派遣 イ 日赤、医師会等への応援出動の要請 ウ 負傷者の搬送及び搬送応援の要請</p>				<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第1節 危険物施設等の事故対策（事故1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 事故等発生時の対応 (3) 応急対策活動 ④ 医療・救護活動の支援（防災対策部、医療保健部） 市町からの要請等、必要に応じて次の支援活動を実施する。 ア 三重DMAT、日赤救護チームへの応援出動の要請 イ 医師会等への応援出動の要請 ウ 負傷者の搬送及び搬送応援の要請</p>			

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第1節 大規模火災の対策（事故5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害予防 (2) 火災に対する建築物の安全化（県土整備部、防災対策部） ① 消防用設備等の整備、維持管理 建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。</p> <p><中略> (4) 防災知識の普及（防災対策部） ② 住宅防火対策の推進 一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第1節 大規模火災の対策（事故5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害予防 (2) 火災に対する建築物の安全化（県土整備部、防災対策部） ① 消防用設備等の整備、維持管理 建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。</p> <p><中略> (4) 防災知識の普及（防災対策部） ② 住宅防火対策の推進 一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進会議を通じ、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。</p>
<p>第6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第2節 林野火災の対策（事故6） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害予防 (4) 防災知識の普及・啓発等（防災対策部、農林水産部） ① 防災知識の普及・啓発 関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。 また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災表示板を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (4) 資機材の調達等 「<県が実施する対策> 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (4) 資機材の調達等」に準ずる。</p> <p><中略></p>	<p>第6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第2節 林野火災の対策（事故6） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害予防 (4) 防災知識の普及・啓発等（防災対策部、農林水産部） ① 防災知識の普及・啓発 関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。 また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災防止標識を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (4) 資機材の調達等 「<県が実施する対策> 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (4) 資機材の調達等」に準ずる。</p> <p><u>3 県林野火災対策等資機材管理運用</u> <u>林野火災等の対策用として県が備蓄している資機材の管理並びに市町等関係機関が使用する場合は「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」による。</u></p> <p><中略></p>

三重県地域防災計画（風水害等対策編）令和6年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>■住民が実施する対策</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) 初期消火活動 被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。</p> <p>2 救急活動</p> <p>(1) 初期救急活動 被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。</p>	<p>■住民が実施する対策</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) 初期消火活動 被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。</p> <p>2 救急活動</p> <p>(1) 初期救急活動 被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。</p> <p><u>(以下、削除)</u></p>